

## 平成30年度財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

### 第2 監査の対象団体

団体名	所管部課名	補助金	金額
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会	保健福祉部 社会福祉課	当初交付額	151,534,000円
		返還額	12,902,052円
		補助金額	138,631,948円
	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	10,307,000円
		返還額	6,161,346円
		補助金額	4,145,654円
公益社団法人 土浦市シルバー人材センター	保健福祉部 高齢福祉課	当初交付額	10,978,000円
		返還額	0円
		補助金額	10,978,000円

### 第3 監査の対象範囲

平成29年度において、市が補助金等の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの。

### 第4 監査の着眼点

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- 2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- 3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- 4 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- 5 補助金等に係る収支の合計経理は適正か。
- 6 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- 7 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- 8 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- 9 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- 10 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- 11 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

## 第5 監査の主な実施内容

監査の対象事務が、法令、補助目的等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうかについて検証するため、事前監査においては、各対象団体に赴き、監査の着眼点に基づき関係帳簿、証書類等の確認、照合等を行った後、当該団体職員へのヒアリングを実施した。本監査においては、対象団体職員及び保健福祉部長の出席を求め、提出資料に基づき当該団体の事務局長等から説明を受けた後、質疑応答による監査を実施した。

## 第6 監査の実施期間

平成30年5月14日から平成30年5月31日まで

## 第7 監査の結果

### 1 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会

補助金に係る出納その他の事務の執行状況については、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。今後も、現金、通帳、印章等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

#### （1）指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

#### （2）意見

- ① ボランティアセンターで開催する学習会のプログラムの中に、受講者数が少ない講座が一部見受けられた。学習会で実施している講座は、点字・点訳、手話、要約筆記など、専門性の高いボランティアの養成に寄与するものであることから、募集方法や開催時期等を再検討するなど、引き続き受講者数の確保に向けた取組の実施に努められたい。
- ② 業務委託契約において業務完了検査を実施していないとのことであるが、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会経理規程第77条第1項においては、契約書に記

載しなければならない事項として「監査及び検査」とあり、「ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。」という例外を認める規定が存在するものの、基本的には業務完了検査の実施を予定しているものではないかと考える。適正な契約の履行はもとより、業務仕様書に基づく委託業務の成果の品質の確保及びリスク管理の一環として、検査体制の確立を検討されたい。

## 2 公益社団法人土浦市シルバー人材センター

補助金に係る出納その他の事務の執行状況については、一部の軽微な事項を除き、適正に処理されていると認められた。今後も、現金、通帳、印章等の適切な管理はもとより、各種事務の適正な処理に当たられたい。

なお、指摘事項（監査の結果であって、監査委員が直ちに改善を要すると判断し、措置を求めるものをいう。）及び意見（監査の結果の他、組織及び運営の合理化に資するために、監査委員が特に言及することが必要と判断するものをいう。）については、次のとおりである。

### （1）指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

### （2）意見

- ① 年度当初の資金不足に備えるため、500万円の借入れを行っているところであるが、より経営を安定させるためにも、補助金の概算払の金額や時期について所管部課と協議されたい。
- ② 当該団体においては契約・検査に関する規程が存在せず、業務委託契約の完了検査を実施していないとのことであるが、適正な契約の履行はもとより、業務仕様書に基づく委託業務の成果の品質の確保及びリスク管理の一環として、検査体制の確立を検討されたい。また、経済性の確保の観点から、見積り合わせが可能な案件については、その実施を検討されたい。